

社団法人 農業土木機械化協会常勤役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人農業土木機械化協会の常勤役員の退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 常勤役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。ただし、常勤役員が職務上の義務に違反し、その他常勤役員たるに適しない非行があることを事由に、社団法人農業土木機械化協会定款第16条の規定に基づく総会の議決を経て解任された場合には、当該常勤役員には退職手当を支給しない。

(支給額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の年俸月額（年俸を12月で除して得た額）に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の計算は、常勤役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族の範囲及び順位は、国家公務員退職手当法（昭28.8.8法第182号）の規定を準用する。

(遺族からの排除)

第6条 遺族から排除する者は、国家公務員退職手当法の規定を準用する。

(実施細則)

第7条 退職手当の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。